

御坊市
学校施設適正規模・適正配置
基本計画策定支援業務
仕様書

令和8年9月

御坊市

第1章 総則

第1条 （適用）

本仕様書は、「御坊市 学校施設適正規模・適正配置基本計画策定支援業務」（以下「本業務」という）に適用する。

- (1) 受託者は、本業務実施にあたり、諸法令・諸法規を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 受託者は、本業務履行中、委託者と緊密な連絡を取り、本仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議してこれを定めた上で履行するものとする。
- (3) 業務完了後において成果に誤り等が発見された場合は、受託者の責任において処理するものとする。

第2条 （準拠する計画等）

準拠する法令及び基準等は以下のとおりとする。

- (1) 第5次御坊市総合計画
- (2) 御坊市教育大綱
- (3) 御坊市人口ビジョン
- (4) 御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (5) 御坊市都市計画マスタープラン
- (6) 御坊市公共施設等総合管理計画
- (7) 御坊市個別施設計画
- (8) 御坊市学校適正規模・適正配置基本方針
- (9) 御坊市立小中学校のあり方に関する提言
- (10) その他関係する計画・法令等

第3条 （対象区域）

対象区域は、御坊市全域とする。

第4条 （履行期間）

履行期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

第5条 （疑義）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、業務を遂行するものとする。

委託者において、必要と認めたときには、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託契約書や仕様書に明記されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。なお、変更等による必要な工期は別に定めるものとする。

第6条 （管理技術者・照査技術者・担当技術者）

受託者は、業務全般にわたり技術的管理及び秩序正しい業務を遂行するために、以下の資格等を有した技術者を管理技術者・照査技術者・担当技術者として配置しなければならない。

技術者	資格・業務実績等
管理技術者	①同種業務又は類似業務（※）の履行実績を有すること。 ②次のいずれかの資格を有すること。ただし、照査技術者が当該資格を有する場合はこの限りではない。 ア 技術士（総合技術監理部門または建設部門の都市及び地方計画） イ 一級建築士 ウ 公共建築工事事業品質確保技術者 エ CCMJ（認定コンストラクション・マネジャー） オ CFMJ（認定ファシリティマネジャー）
照査技術者	①上記ア～オのいずれかの資格を有すること。ただし、管理技術者が当該資格を有する場合はこの限りではない。
担当技術者	①本業務の担当技術者には同種業務又は類似業務の実績を有する者を配置することが望ましい。

※同種業務又は類似業務の実績

A 同種業務

平成28年4月1日以降に発注され、令和8年3月31日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）で、次の①～③のいずれかに該当する業務の実績。

- ① 小学校又は中学校の、基本構想又は基本計画の策定業務の実績
- ② 小学校又は中学校の再編・再配置計画策定業務の実績
- ③ 小学校又は中学校の学校再編・再配置に関する学校施設整備候補地選定、基本構想策定業務の実績（改修計画や長寿命化計画は含めない。）

B 類似業務

平成28年4月1日以降に発注され、令和8年3月31日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）で、次の④～⑤のいずれかに該当する業務の実績。

- ④ 国又は地方公共団体等が発注する工事（★）で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型三から十二に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築に伴って行われた再編整備方針策定支援、事業手法検討支援、基本構想・基本計画策定支援等の発注者支援業務の実績
- ⑤ 国又は地方公共団体が発注した教育関連の調査・研究、計画等の業務実績

★ 国又は地方公共団体等が発注する工事

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
- ・「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学

法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成１５年法律第１１８号）第６８条第１項に定める公立大学法人」が発注する工事

第7条 （業務実施計画書等）

業務に先立ち、下記の関係書類を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表

第8条 （貸与資料）

委託者は本業務に必要と認められる物品及び資料は貸与するが、受託者は責任を持ってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損の無いようその取り扱いには充分注意するものとする。

第9条 （打合せ協議）

本業務を適正かつ円滑に実施する為、委託者と常に緊密な連絡をとり、打合せ協議を実施する。その内容について都度記録し記録簿を委託者へ提出し確認をとる。

第2章 業務内容

第10条 （背景・業務目的）

本業務では、『御坊市学校適正規模・適正配置基本方針』及び『御坊市立小中学校のあり方に関する提言』に加え、市内小中学校の概要整理や住民等意向把握などを踏まえ、市内小中学校の適正規模（学級数、学校数等）及び適正配置（整備場所、整備方法等）を検討し、基本計画としてとりまとめるものとする。また、市民説明会やパブリックコメントを通して、学校施設適正規模・適正配置に関する検討について住民理解を醸成するものとする。

第11条 （業務概要）

業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 上位関連計画等の把握及び整理
- (3) 市内小中学校の概要整理
- (4) 住民等意向把握
- (5) 適正規模及び整備目標の検討
- (6) 運営形態・施設形態の設定
- (7) 適正配置の検討
- (8) 検討スケジュールの作成
- (9) 市民説明会の実施支援
- (10) 学校施設適正規模・適正配置基本計画の策定
- (11) パブリックコメントの実施支援
- (12) 報告書のとりまとめ
- (13) 打合せ協議
- (14) 庁内検討会議・外部検討委員会の運営支援
- (15) 超概算事業費の算出
- (16) 他市区町村の事例調査（浸水区域内等の立地条件が類似の学校等）

第12条 （計画準備）

- (1) 業務の目的・主旨を理解した上で業務内容を確認し、業務計画書を作成する。
- (2) 必要な資料について貸与を受け、資料の整理を行う。

第13条 （上位関連計画等の把握及び整理）

第2条に定める上位関連計画等の内容を把握し、整理を行う。

第14条 （市内小中学校等の概要整理）

- (1) 市内小・中学校及び御坊市日高川町中学校組合立大成中学校の沿革や基礎データ（児童・生徒数、学校規模、配置状況、学校施設の耐用年数・耐震状況）などから現状を整理し、課題を分析し明確化する。

(2) 分析の対象とする主な施設は、下記の学校とする。

御坊市立小学校 6校	御坊小学校、湯川小学校、藤田小学校、野口小学校、塩屋小学校、名田小学校
御坊市立中学校 4校	御坊中学校、湯川中学校、河南中学校、名田中学校
その他中学校 1校	御坊市日高川町中学校組合立大成中学校

第15条 (住民等意向把握)

保護者（必要な場合は地域住民を含む。）を対象としたアンケート調査（計 4000 票）を実施するにあたり、アンケート調査票案の作成、アンケート調査票の出力・郵送、回収後の集計・分析、とりまとめを実施する。なお、アンケート調査票の出力と郵送、郵送用宛名ラベルの準備、学校等への依頼は本業務に含まない。

第16条 (適正規模及び整備目標の設定)

- (1) 『御坊市学校適正規模・適正配置基本方針』を踏まえ、学校別、学年別に改めて将来児童・生徒数の推計を行う。
- (2) 再編後の学級編成及び教職員定数の比較・整理を行い、適正な児童生徒数、学級数、学校数を設定する。
- (3) 再編の目標時期を設定する。

第17条 (運営形態・施設形態の設定)

- (1) 小・中学校の運営形態（小中分離型・小中一貫校・義務教育学校）について検討する。
- (2) 小・中学校の施設形態（施設分離型・一体型・隣接型）について検討する。
- (3) (1)(2)を踏まえ、参考となる学校施設の先進事例に関して情報収集・整理を行う。

第18条 (適正配置の検討)

- (1) 整備目標等を踏まえ、想定される学校規模や敷地規模の設定を行い、整備候補地及び整備方法（新築/増築/建替）を整理する。
- (2) 適正な整備候補地及び整備方法を選定するための評価方法、指標を設定する。
- (3) 小学校の整備候補地及び整備方法の比較検討及び概算事業費の算出を行う。
- (4) 中学校の整備候補地及び整備方法の比較検討及び概算事業費の算出を行う。
- (5) 通学に関する課題を整理する。

第19条 (検討スケジュールの作成)

学校施設適正規模・適正配置における今後の検討課題の整理及び検討スケジュールの作成を行う。

第20条 (市民説明会の実施支援)

学校施設適正規模・適正配置基本計画に関する市民説明会を7回程度（各小学校区6回、予

備1回)実施し、企画支援、資料作成、各回への参加及び記録簿作成を行う。

第21条 (学校施設適正規模・適正配置基本計画の策定)

上記をとりまとめ、学校施設適正規模・適正配置基本計画及びその概要版としてとりまとめる。

第22条 (パブリックコメントの実施支援)

パブリックコメントを実施するための学校施設適正規模・適正配置基本計画素案を作成する。

第23条 (報告書のとりまとめ)

これまでの検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

第24条 (打合せ協議)

必要に応じて対面又はオンラインによる打合せ協議を行う。

第25条 (庁内検討会議・外部検討委員会の運営支援)

学校施設適正規模・適正配置基本計画を策定するために行われる各種会議(庁内検討会議(3回程度)、外部検討委員会(5回程度))の開催にあたり、事前協議を行い、提示資料の作成などを行う。また、会議に同席して、必要に応じて資料の説明、議事進行補佐を実施する。会議での議論内容を集約、記録し、議事要旨を作成する。

なお、庁内検討委員会・外部検討委員会の回数については、以下のとおり想定しているが確定ではない。(受託者があらためて提案すること)

- ・ 庁内委員会(3回): アンケート前、場所の検討、計画案の確認
- ・ 外部委員会(5回): アンケート前、場所の検討、場所の決定、計画案、パブコメ後の最終計画決定

第3章 成果品・その他

第26条 （成果品）

本業務における成果品は、以下の通りとする。なお、本業務により得られた成果品（電子データを含む）は、委託者に帰属するものとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. 業務報告書 | 1 式 |
| 2. 学校施設適正規模・適正配置基本計画 | 1 部 |
| 3. 概要版（A3判両面1枚程度・フルカラー） | 1 部 |
| 4. 打合せ記録簿 | 1 式 |
| 5. 上記電子データ | 1 式 |
| 6. その他委託者が指示した資料 | 1 式 |

第27条 （完了検査）

受託者は、全作業工程を完了したときは、委託者の定める業務報告書を提出して検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。

第28条 （成果納入場所）

成果品の納入場所は、御坊市教育委員会教育課とするが、委託者の指示がある場合、当該指示に従って納入するものとする。

第29条 （秘密の保持）

受託者は、本業務遂行のため知り得た情報について、第三者へ漏洩してはならない。

第30条 （個人情報の保護）

受託者は、本業務遂行のために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

以上